

# 令和2年度大通・創世交流拠点のまちづくり推進支援業務に係る 提案説明書

この提案説明書は、札幌市が実施する「令和2年度大通・創世交流拠点のまちづくり推進支援業務」の委託の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。当該プロポーザルについては、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達事務の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

## 1 業務名

令和2年度大通・創世交流拠点のまちづくり推進支援業務

## 2 背景及び目的

大通・創世交流拠点は、第2次都心まちづくり計画における、まちづくりを展開する際の拠り所となる骨格構造のひとつであり、同拠点では札幌の歴史、文化芸術、ライフスタイルなどの都市文化を育成、体感、創造できる拠点の形成を目指している。

拠点のまちづくりを進めるにあたっては、地域が主体となってまちづくりの将来像を議論・検討する場が必要であることから、平成27年（2015年）に拠点内の大通沿道に資産を有する関係地権者によって「都市文化創造拠点まちづくり研究会」（以下「研究会」という。）が立ち上がった。

研究会では、今後の地区更新や拠点内の新たなにぎわい創出を見据え、複数年に渡って話し合いを重ねるとともに大通公園での実証実験などを実施してきた。加えて、昨年度は拠点内のまちづくりの理念や目標などを地権者間で共有するため、『大通沿道（東1～西4）まちづくりガイドライン\_1.0（以下、「ガイドライン」という）』を策定した。

このガイドラインの策定を踏まえ、今後は、まちづくりの目標を実現するための活動内容やこれを支える仕組みを研究会において議論・検討し、考え方をとりまとめていく必要がある。

そこで本業務は、上記考え方をとりまとめていくにあたり、研究会内で参加地権者による活発な議論がなされるよう、研究会の企画・運営等の支援を行うものである。

### 3 業務概要

- (1) ガイドラインを踏まえた今後の活動の方向性とその内容について取りまとめ  
ガイドラインの目標実現を図るため、令和3年度（2021年度）以降の具体的な展開について、参加地権者の意見把握を行うとともに、研究会としての活動の方向性とその内容について取りまとめる。
- (2) 今後の活動を進めていく上での体制や仕組みの検討  
上記（1）でとりまとめた活動を地域主体で進めていくことを念頭に、令和3年度（2021年度）以降の研究会の検討体制や仕組みについて、参加地権者の合意形成が図られるような提案を行い、考え方の集約を図る。
- (3) ロードマップの作成  
研究会の次年度以降の活動やそれを支える体制・仕組みについて、ガイドラインの目標実現を踏まえつつ、具体的な展開に向けたロードマップを作成する。
- (4) 研究会の運営  
研究会は現在、対象地権者に広く参加を呼び掛ける全体会のほか、全体会と部会をつなぐ幹事会及び特定のテーマに沿って具体の取組を研究・実践する部会で構成している。本業務では、この研究会の運営にあたって、企画、資料作成、議事進行、記録作成及び研究会員への情報発信媒体である「都市文化創造拠点まちづくり研究会通信」の編集、発送（電子メール若しくは郵送）を行う。また、令和元年度に引き続き、研究会員だけでなく、このエリアのテナントやオフィスワーカー等、多様な世代・層からの意見を取り込むための企画など、まちづくりの推進に効果的な企画会議等の開催に関する支援を行う。
- (5) 報告書の作成  
業務成果を報告書にまとめる。

### 4 業務規模

3,050千円を上限とする。（消費税及び地方消費税10%を含む）

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

## 5 履行期間

契約締結日から令和3年3月26日（金）まで

## 6 参加資格

以下の要件すべてに該当するものに限る。グループ等で応募する場合も構成員全てにかかる要件である。なお、契約の相手方はグループ等の代表社（者）とし、他の構成員は協力会社（者）となる。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

## 7 企画提案を求める項目

- (1) 今後の活動の方向性とその内容について

研究会における昨年度までの議論を踏まえて、次年度以降に展開していく活動の方向性などを取りまとめるにあたり、検討の視点や留意事項について提案すること。

なお、昨年度の議論の経過やこれまでの活動成果については、8-（7）参考資料のとおり。

- (2) 今後の活動を進めていく上での体制・仕組みについて

今後の活動を進めていく上での体制・仕組みを取りまとめるにあたり、検討の視点や留意事項について提案すること。

- (3) 研究会の運営について

様々な立場にある地権者の意見を取りまとめながら、研究会を構成する全体会、幹

事会、部会を機能的に運営していくためのポイントについて提案すること。また、エリアコミュニティ形成のためのワークショップなど、コミュニティづくりに関する企画例がある場合は、あわせて提案すること。

令和元年度の主な研究会活動と実施回数は以下の通り。

- ・全体会 3回※（1回開催あたり約15社30名程度参加）
- ・幹事会 5回（幹事社構成は都市文化創造拠点まちづくり研究会通信を参照）
- ・部会 アンケートによる意見把握2回、対面イベント1回（10名程度参加）

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3回の内1回は資料送付にて対応。

なお、2020年4月現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対応が様々な場面で求められていることを踏まえ、当感染症への感染拡大防止措置を図りつつ、地権者間の意見集約を図るために想定している対応案や具体的なアイデアがある場合は、あわせて提案すること。

#### (4) 業務の検討手順について

全体会や幹事会における意見の取りまとめの時期など、今年度の業務を行うにあたっての検討のプロセスを提案すること。

#### (5) 過去の業務実績及び業務の執行体制について

エリア単位のまちづくり検討および官民連携によるまちづくり検討など、本業務に活かすことができると考える類似業務の実績を示すこと。業務全体を円滑に進められる執行体制を提案すること。

#### (6) その他独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、目的の達成に効果的と考える事柄があれば提案すること。

## 8 申込方法

### (1) 事務局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）

札幌市まちづくり政策局 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

電話：011-211-2692 FAX：011-218-5112

HPアドレス：<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/>

電子メールアドレス：[ki.downtown@city.sapporo.jp](mailto:ki.downtown@city.sapporo.jp)

## (2) 提出書類

正本は、以下のア～オの構成で一式とし、1部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所でもチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。チキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書 (A4判、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧 (A4判、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似業務等実績一覧 (A4判、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法 (A4判、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書 (A3判横づかい、片面印刷、2枚以内、様式自由)

## (3) 提出方法及び提出先

郵送または持参にて以下に提出すること。

〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市 まちづくり政策局 都心まちづくり推進室 (5階南側)

## (4) 提出期限

令和2年5月18日(月) 12:00【必着】

## (5) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

## (6) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

## ア 業務従事者一覧について

- (ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
- (イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。
- (ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。
- (エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

## イ 企画提案書について

企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

## (7) 参考資料

### ア 第2次都心まちづくり計画

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

### イ さっぽろ都心まちづくり戦略

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/senryaku.html>

### ウ 大通沿道（東1～西4）まちづくりの基本的な考え方 ～都市文化の創造を目指して～

### エ 平成31年度大通・創世交流拠点のまちづくり推進支援業務報告書

※上記ウ、エについては、都心まちづくり推進室（市役所5階）にて印刷したものを8-（4）に示す期日まで貸与する。資料の借り受けを希望する場合は、事前に来庁日時を8-（1）に示す事務局と調整すること。また、当該資料の取扱いに際しては、守秘義務を厳守し、本プロポーザルの目的以外には使用しないこととする。

## 9 質疑

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和2年度大通・創世交流拠点のまちづくり推進支援業務質問書」とし、令和2年5月8日（金）12：00まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：[ki.downtown@city.sapporo.jp](mailto:ki.downtown@city.sapporo.jp)

## (2) 質問に対する回答

公平を期すため、質問票による質問内容は随時札幌市都心のまちづくりのウェブサイト内（URL：<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/>）にて公開する（質問を行った者の氏名は公表しない）。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

## 10 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和2年度大通・創世交流拠点のまちづくり推進支援業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「**11 評価基準**」により(1)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

### (1) 審査方法

提出書類による書類審査を行う。なお、応募者が1件の場合、審査において最低基準を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

### (2) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

### (3) 審査実施日(予定)

令和2年5月25日(月)

## 11 評価基準

(1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定

める。

- (2) 審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点（１）及び（２）の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (3) 企画提案への参加者が１社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 今後の活動の方向性とその内容について ・研究会におけるこれまでの活動内容や検討の熟度を理解していることが確認できる提案となっているか。 ・本業務の実施にあたり、検討の視点や留意事項が的確に整理された提案となっているか。	20
(2) 今後の活動を進めていく上での体制・仕組みについて ・今後の活動と体制・仕組みの関係性が確認できる提案となっているか。 ・検討の視点や留意事項が的確に整理された提案となっているか。	20
(3) 研究会の運営について ・全体会、幹事会、部会に関して各検討組織の役割を理解した提案となっているか。 ・全体会、幹事会、部会について、今年度の業務を行うにあたり、運営のポイントや工夫が盛り込まれた提案となっているか。	20
(4) 業務の検討手順について ・業務成果を取りまとめるまでの検討の手順、ポイントの捉え方が適切な提案となっているか。 ・業務履行期間内に十分執行可能なスケジュールとなっているか。	20
(5) 過去の業務実績及び業務の執行体制について ・業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。 ・業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。	10
(6) その他独自提案について ・業務の目的を達成するにあたり、独自性のある効果的な提案があるか。	10
合計	100



## 12 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

## 13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

## 14 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：乾（いぬい）、青木（あおき） TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112

別図

対象範囲位置図（面積：約21ha）



対象範囲位置図（大通東1丁目～大通西4丁目の大通に面した南北1ブロック）